

異動問題で支社へ申入れ



労使間に重大な影響を及ぼす事象

国労仙台

No. 2560
2009年7月30日
発行責任者 橋本 昭二
編集責任者 武田 昌仙

地方本部は7月17日、仙台支社に対し、福島駅における組合員の異動に関する申入れを行った。この申入れは福島県支部等の要請に基づき行われたもの。以下に全文を掲載する。

国労仙地第29号
2009年7月17日

東日本旅客鉄道株式会社
取締役仙台支社長
田浦 芳孝 殿

国鉄労働組合仙台地方本部
執行委員長 橋本 昭二

福島駅における組合員の異動に関する申入れ

国鉄労働組合東日本本部
および仙台地方本部は、2006年11月6日の中労委における「配転・出向およびパッチ等61事件」の一括和解の趣旨を踏まえ、JR東日本および仙台支社に対し「正常かつ健全な労使関係の確立」「公平・公正な人事、労務管理」を誠実に実行よう求めてきた。

その上で仙台地本と仙台支社は、和解の趣旨に則り健全かつ正常な労使関係の構築に努め、話し合いによる問題の共有化を図りながら一歩、また一歩その解消に結び付けてきたと認識している。

おける組合員の異動が和解の趣旨から逸脱したものであると認識し、支社に対しその是正を求めるものである。

福島駅の異動に関する問題は、各労働組合組織比率を抜きに短期間で国労組合員6名を他駅に異動した点にある。一般に異動については、会社の専権事項であると認識しているが、一方で過去の経験から労働組合の組織状況などを加味して運用しなければ、その異動を利用して労働組合への支配、介入などを企図した不当労働行為と疑われても否定できない。

具体的には福島駅出改札の社員構成は昨年12月1日現在で48名、労働組合所属別社員数で言えば国労16名、東労組27名、東日本ユニオン5名等の状況である。そこで12月以降の半年間で、福島駅における転出となる異動のほとんど（8名中6名）が国労所属社員であるとなれば、組織介入の意図が伺えるということになる。結果的には、福島駅における事業所単位での国労の影響力は大幅に減退（特に

6・6・20
6・1・21
6・7
東日本本部業務部長会議
地本アスベスト対策会議
地本組織対策会議
第2回選挙管理委員会
簡易苦情処理会議(伊藤氏)

7・7・7
7・16
7・11
7・8
第10回地方執行委員会
東日本本部書記長会議
第3回選挙管理委員会
東日本本部地方代表者会議
安全問題プロジェクト会議

7・28
7・29
7・27
団交(競合把握システム・申27号)
団交(申26号)ダイ改見直し交渉等)

改札では)する結果となった。これは紛れもない事実であり、異動に関する支社の見解は簡単に言えば適材適所と言いつ事になるが、残念ながらこの事実からは国労排除、東労組支配への優遇を払拭できる理屈は得られないものではない。

また、会社が否定している2009年度新入社員への福島駅総務助役の組合員誘引行為とその後対応、そして組合員の異動は、和解後の正常な労使関係の構築に対し現場を中心に大きく不信感を募らせる結果となった。

これらの指摘について仙台支社は、支社としての見解があることは承知している。しかし、地方本部としての認識も正に、上記の通りである。

今後は、東日本本部と本社間で和解後の懸案事項などを議論し、さらに具体的差別感の払拭に向け団体交渉が開始されるが、本日の申入れについて仙台支社は、労使間に重大な影響を及ぼす事象であることを真剣に受け止めるよう求める。

さらに、今後の本社交渉の中で支社別課題へも積極的に対応するよう合わせて申し入れるものである。

以上

絵に描いた餅にならぬよう

JRアパートアスベスト使用問題

09年4月、JR東日本会社は「コンプライアンスアクションプラン」と銘打った小冊子を社員全員に配布した。要約すると、JR東日本グループは「法令順守」と「企業倫理」のあり方を定めており、同グループの役員及び社員等は「法令順守及び企業倫理に関する指針」に沿って行動せよというものである。

既に05年6月に策定されており、その改訂版が今回の「信濃川不正取水問題」を契機に発行されたものだ。

ただ、この小冊子が配布されたときの、社員の気持ちはいかばかりか、会社は考慮したのだろうか・・・

当然ではあるが、この時期会社は「信濃川不正取水問題」について、世間から厳しい批判を受けていた。同時に現場の社員は利用者から「水泥棒して料金を取るのか」と居直られるなど、厳しい批判を受け、大変な苦勞をしたと聞く。まずは「このような事態を引き起こしてしまい、申し訳ない」という謝罪が、株主やグループ会社と同時に「社員」にもあってしかるべきである。何も特別なことではない。会社が常々「どんなにこちらに非があっても、まず詫言」と指導している通りではないか。ましてや今回の事象は一方向的に会社に非がある。

懸念するのは、こうした「社会的批判」がなければ、黙って通過させるような体質が残っているのではないか



低額回答に満腔の怒り 昨年比0.3ヶ月減！8万円減収

仙台・郡山で抗議集会

JR貨物は6月12日、09年度夏季手当の支払い回答として、「基準内賃金の1.65ヶ月分、7月7日支払い」の超低額回答を行った。これを受けて地方本部は地方本部内の貨物分会と当該支部に緊急の抗議集会の開催を指示。

貨物福島分会は郡山分連協前、郡工支部は郡山総合車両センター前、宮城では貨物宮城野駅北門前においてそれぞれ6月18日に「夏

「2009年度夏季手当の支払いに関する申入れ(国労闘争第号)」に対する回答として、「基準内賃金の1.65ヶ月分、7月7日支払い」の超低額回答を行った。この回答は、昨年11月の降の収入の低下を前面に押し出し、経費削減のために人件費を大幅にカットして収支を取り繕うとするだけのものであり、22年余の間、貨物会社を支えてきた社員と家族の思いを踏みにじるものである。

回答を受けた本部は席上、「全



宮城県集会において会社との交渉経過などを報告する東北貨物協議会の岩井事務局長

会社別	前年度実績	本年度実績	対前年比	一人当支払額
北海道	2.38ヶ月	2.19ヶ月	0.19ヶ月減	626,024円
東日本	2.90ヶ月	2.85ヶ月	0.05ヶ月減	962,340円
東海	3.00ヶ月	2.95ヶ月	0.05ヶ月減	929,250円
西日本	2.75ヶ月	2.65ヶ月	0.10ヶ月減	872,460円
四国	2.39ヶ月	2.15ヶ月	0.24ヶ月減	653,158円
九州	2.66ヶ月	2.61ヶ月	0.05ヶ月減	810,536円
貨物	1.95ヶ月	1.65ヶ月	0.30ヶ月減	446,978円
テレコム	2.35ヶ月	2.70ヶ月	0.35ヶ月増	1,044,230円
システム	2.90ヶ月	2.90ヶ月	同月数	915,710円
鉄道総研	2.985ヶ月	2.96ヶ月	0.025ヶ月減	1,012,424円

組合が2.6ヶ月以上の要求を掲げて生活改善を求めている。「昨年比で0.3ヶ月分も下回り、8万円以上の減収となり生活にあえぐ社員・家族に追い討ちを掛けるものである」と訴え、断固抗議すると同時に再検討を強く求めてきた。交渉を通し国労は、「社員に還元しようとする経営側の努力がまったく見えてこない、蓄積された内部留保金を還元すべきだ」と主張してきたが、会社からはなんら経営側の努力が示されることもなく、会社都合だけを押し付ける形となった。会社側は、「本日の回答は貴側との交渉などを踏まえ、貨物会社の置かれた状況か

ら判断したものであり、最終回答である」とする不遜な態度に終始した。

2009年度夏季手当要求獲得の闘いは、本部、エリア本部の闘争指示を受け創意工夫した取り組みが行われた。

喜多方市議会で意見書採択 同議会で二度目

6月17日、喜多方市(福島県)議会で3度目となる「JR不採用問題の早期解決を求める意見書」が採択された。これは、仙台地方本部が関係議員(市民クラブ「別掲」)などに要請して実現したものである。

最高裁判決(2003年12月22日)以降の自治体決議 332自治体。累計では、811自治体1202本(19都道府県・266市・450町・60村・16特別区) 6月17日現在)

- 社民クラブ
- 会長 長澤 勝幸
 - 文教厚生常任委員会委員長
 - 幹事長 齋藤 仁一
 - 総務常任委員会委員
 - 会計 田部 輝雄
 - 産業建設常任委員会委員
 - 会員 坂内 鉄次
 - 議会運営委員会委員

国労東北協議会として貨物東北支社への満額回答を求める要請書の提出を初め、FAX、寄せ書きなど果敢な取り組みが行われてきた。私たちは、今集会において、改めて夏季手当の超低額回答に抗議するとともに、

再検討、再回答を強く求める。そして引き続き、JR貨物における労働条件改善、「安全・安定輸送の確立」に向けた運動の前進と拡大を図るために旅客、貨物組合員が一体となって奮闘しあうことを確認する。

- 退職のお知らせ
- 6月30日
- 柴田 論さん 仙台駅連合分会
 - 高橋 勝志さん 岩沼駅連合分会
 - 横山 幸子さん 郡山駅連合分会
 - 江刺家 逸郎さん 仙総支部組立分会
 - 岩沼 勝志さん 岩沼駅連合分会
 - 横山 幸子さん 郡山駅連合分会
 - 江刺家 逸郎さん 仙総支部組立分会
 - 岩沼 勝志さん 岩沼駅連合分会

新庄連合分会

鶴川和雄さん逝く

業務中倒れ帰らぬ人に

新庄連合分会所属の鶴川和雄さんが脳内出血のため7月10日、永眠した。享年53歳。鶴川さんは7月6日、警備巡回業務のため陸羽西線の新庄・余目間を列車で往復したが、復路の新庄駅到着後に意識を失い緊急入院していた。

家族はもとより地域の組合員や職場の仲間らは心から鶴川さんの回復を願ったが、残念ながら意識は戻らず、そのまま旅立たれた。

葬儀は7月12日、鶴川氏の自宅がある横手市内でしめやかに執り行なわれた。鶴川さんは、分割・民営化の際行われた強制配転(87年3月)により、22年4ヶ月、横手市内から新庄までの遠距離通勤を強いられてきた。